平成31年4月26日 内閣府·文部科学省·厚生労働省

フォローアップの経緯・目的

- 「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として「全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること」とされたことを受け、千葉県野田市において発生した小学4年生死亡事案のような虐待が疑われるケースについて緊急点検を実施。
- 緊急点検の結果、3月8日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等について状況を把握し、教育委員会・学校等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的として、本フォローアップを実施した。

フォローアップの概要

- 対象施設 ・国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制課程を除く)、中等教育学校(通信制課程を除く)、特別支援学校、高等専門学校(第1~3学年)、専修学校の高等課程(通信制課程を除く)
 - 保育所、地域型保育事業の事業所
 - ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
 - ・障害児通所支援事業所(児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所(共生型事業所、基準該当事業所を含む))
- 対象児童生徒等 平成31年2月1日以降2月14日まで一度も登校していない児童生徒等について緊急点検を行った結果、 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等 (10,417人)
- **緊急点検の方法** 3月9日以降4月15日までの間に以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施・学校等の教職員による面会・教育委員会等職員による面会・その他関係機関による面会
- 報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無、面会の方法、面会できず情報共有 しなかった場合その理由
- **〈集計〉** 上記フォローアップの結果について、4月19日までに国に対して報告。
 - ※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、 そのような重大事案の報告はなかった。

フォローアップの概要

<フォローアップの対象となる児童生徒等>

● 平成31年2月1日以降2月14日まで一度も登校していない児童生徒等について緊急点検を行った結果、3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等 : 10,417人

(1)学校

幼稚[幼稚園		小学校		中学校		育学校	高等学校	
169	(1.6%)	460	(4.4%)	1,953	(18.7%)	14	(0.1%)	6,333	(60.8%)
中等教育	学校	特別支援	学校	高等専門	門学校	専修学校(高	高等課程)	計	
47	(0.5%)	236	(2.3%)	161	(1.5%)	91	(0.9%)	9,464	(90.9%)

(2)保育所及び地域型保育事業の事業所

保育	保育所家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		計		
683	(6.6%)	0	(0.0%)	46	(0.4%)	4	(0.0%)	0	(0.0%)	733	(7.0%)

(3)認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
52	(0.5%)	19	(0.2%)	12	(0.1%)	0	(0.0%)	83	(0.8%)

(4)障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童	発達支援	居宅訪 児童発達		計		
125	(1.2%)	12	(0.1%)	0	(0.0%)	137	(1.3%)	

※割合はフォローアップの対象になる児童 生徒等の数(10,417人)に対する割合

フォローアップの結果

① 学校等の教職員や教育委員会の職員等による面会ができた数 : 7,126人(68.4%) 学校等の教職員や教育委員会の職員等による面会ができなかった数 : 3,291人(31.6%)

(1)学校

幼和	土園	小学	≥校	中等	学校	義務教育	育学校	高等	学校
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
134 (79.3%)	35 (20.7%)	257 (55.9%)	203 (44.1%)	1,400 (71.7%)	553 (28.3%)	9 (64.3%)	5 (35.7%)	4,261 (67.3%)	2,072 (32.7%)
中等教	育学校	特別支	援学校	高等専	門学校	専修学校(高	高等課程)	Ē	†
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
18 (38.3%)	29 (61.7%)	180 (76.3%)	56 (23.7%)	48 (29.8%)	113 (70.2%)	43 (47.3%)	48 (52.7%)	6,350 (67.1%)	3,114 (32.9%)

(2)保育所及び地域型保育事業の事業所

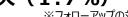
保育	所	家庭的倪	R育事業	小規模係	幹 育事業	事業所内保	育事業	居宅訪問四	일保育事業
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
558 (81.7%)	125 (18.3%)	0 –	0 –	38 (82.6%)	8 (17.4%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 -	0 –
								Ē	†
								面会できた	できなかった
								600 (81.9%)	133 (18 1%)

(3)認定こども園

幼保連携型		幼稚	園型 保育所型		地方裁量型		計		
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
41 (78.8%) 11 (21.2%)	15 (78.9%)	4 (21.1%)	10 (83.3%)	2 (16.7%)	0 -	0 -	66 (79.5%)	17 (20.5%)

	児童発達支援 医療型		医療型児童	登発達支援	居宅訪問型り	見童発達支援	計	t
ĺ	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
	101 (80.8%)	24 (19.2%)	9 (75.0%)	3 (25.0%)	0 –	0 -	110 (80.3%)	27 (19.7%)

② 面会できたもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 172人(1.7%)



※フォローアップの対象児童生徒等に対する割合

面会できたもののうち、虐待の恐れがあるものの情報を共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1)学校

幼科	進園	小兽	学校	中等	学校	義務教	育学校	高等	学校
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
3 (2.2%)	131 (97.8%)	1 (0.4%)	256 (99.6%)	4 (0.3%)	1,396 (99.7%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)	2 (0.0%)	4,259 (100.0%)
中等教	育学校	特別支	援学校	高等専	門学校	専修学校(高等課程)	言	+
中等教 共有した	育学校 していない	特別支 共有した	援学校 していない	高等専 共有した	門学校 していない	専修学校(共有した	高等課程) していない	 共有した	† していない

(2)保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
共有した していない	共有した していない	共有した していない	共有した していない	共有した していない
100 (17.9%) 458 (82.1%)	0 - 0 -	10 (26.3%) 28 (73.7%)	4 (100.0%) 0 (0.0%)	0 - 0 -

計 共有した していない 114 (19.0%) 486 (81.0%)

(3)認定こども園

幼保護	幼保連携型 幼稚園型		園型]型 保育所型		地方裁量型		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
4 (9.8%)	37 (90.2%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	2 (20.0%)	8 (80.0%)	0 –	0 -	6 (9.1%)	60 (90.9%)

児童発	達支援	医療型児童	 全 全 支援	居宅訪問型」	見童発達支援	Ē	†
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
36 (35.6%)	65 (64.4%)	5 (55.6%)	4 (44.4%)	0 -	0 -	41 (37.3%)	69 (62.7%)

- ③ 面会できたものの方法 ・学校等の教職員: 6,850人(96.1%)
 - ・教育委員会職員等(SSW、指導主事、教育支援センター職員等): 21人(0.3%)
 - ・その他関係機関(民生委員、児童委員、フリースクール職員等): 255人(3.6%)

(1)学校

(17)			1											
	幼稚園			小学校			中学校			義務教育学校			高等学校	
学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他
130	0	4	237	3	17	1,326	13	61	8	0	1	4,180	3	78
	130 0 中等教育学校		!	持別支援学校		i	高等専門学校		専修	学校(高等課	(程)		計	
学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他	学校の 教職員	教育委員会 職員	その他
15	0	3	165	0	15	48	0	0	42	0	1	6,151	19	180

(2)保育所及び地域型保育事業の事業所

	保育所		家	庭的保育事	業	/]	ヽ 規模保育事	業	事	業所内保育事	業	居宅	吉訪問型保育	事業
保育所等 の職員				市町村職員	その他	保育所等 の職員	市町村職員	その他	保育所等 の職員	市町村職員	その他	保育所等 の職員	市町村職員	その他
543	1	14	0	0	0	37	1	0	4	0	0	0	0	0

保育所等 市町村職員 その他 の職員 14 584

(3)認定こども園

	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計	
認定こども園 の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他									
41	0	0	15	0	0	10	0	0	0	0	0	66	0	(

Ī	尼童発達支援	<u>1</u>	医療	型児童発達	支援	居宅訪	問型児童発達	達支援		計	
事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他
48	0	53	1	0	8	0	0	0	49	0	61

④ 面会できなかったもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 321人(3.1%)

※フォローアップの対象児童生徒等に対する割合



面会できなかったもののうち不登校など虐待の恐れがないもの以外を情報共有し、関係機関により 必要な支援等を実施

(1)学校

\ ' / J \										
幼	稚園	//\2	学校	中当	学校	義務教	育学校			高等学校
共有した	虐待の恐れがないと 判断し共有していない		虐待の恐れがないと 判断し共有していない		虐待の恐れがないと 判断し共有していない		虐待の恐れがないと 判断し共有していない		共有した	満18歳に達しているた 虐待の恐れがないと め共有していない 判断し共有していない
7 (20.0%)	28 (80.0%)	39 (19.2%)	164 (80.8%)	101 (18.3%)	452 (81.7%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)		106 (5.1%)	912 (44.0%) 1,054 (50.9%)
·	中等教育学校		·	特別支援学校		·	高等専門学校	•	専	修学校(高等課程)
共有した	満18歳に達している ため共有していない	虐待の恐れがないと 判断し共有していない		満18歳に達している ため共有していない	虐待の恐れがないと 判断し共有していない		満18歳に達している ため共有していない	虐待の恐れがないと 判断し共有していない	工有1./-	満18歳に達している ため共有していない 判断し共有していない
0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)	13 (23.2%)	4 (7.1%)	39 (69.6%)	2 (1.8%)	51 (45.1%)	60 (53.1%)	2 (4.2%)	4 (8.3%) 42 (87.5%)
										計
									共有した	満18歳に達している ため共有していない 判断し共有していない
									272 (8.7%)	971 (31.2%) 1,871 (60.1%)

(2)保育所及び地域型保育事業の事業所

\—/ IFI	113771724	0 10 70	1/1/1/	3.514.		1 -	,,,																		
	保証	育所				家庭	的货	ൂ 育事	事業			小規模係	呆育事 第	Ě		事美	削外	保育事	業		居	宅訪問	型保育 즉	業	
共:	共有した またい またい こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん		恐れがないと 有していない		共有!	た				こがないと していなし		も有した		恐れがないと そ有していない	:	共有し	ŧ	虐待の 判断し		1	共有	すした	虐待のる 判断し共		
21	(16.8%)	104	(83.2%)	0		_		0)	-	2	(25.0%)	6	(75.0%)	0		-	0		-	0	-	0		-
	21 (1000%) 101 (0012%)										·											i	 		
																					共有	すした	虐待の恐 判断し共		
																				l		: (47.00()	440	: /00	70/

(3)認定こども園

. , , , , ,		_																	
	幼保証	重携型			幼稚	園型			保育	所型			地方表	战量型			Ī	Ħ	
共有	有した		れがないと 有していない	共	有した		れがないと すしていない	共有	すした		えれがないと 有していない	共	有した		れがないと 有していない	共有	した		れがないと 有していない
6	(54.5%)	5	(45.5%)	1	(25.0%)	3	(75.0%)	0	(0.0%)	2	(100.0%)	0	-	0	-	7	(41.2%)	10	(58.8%)

	児童発	達支援		医	療型児童	童発達支	援	居宅	訪問型児	童発達	支援		計	ŀ	
共有	すした	虐待の恐 判断し共有	れがないと すしていない	共有	すした	虐待の恐 判断し共有		共有	「した	虐待の恐ね 判断し共有		共有	すした	虐待の恐れ 判断し共有	
16	(66.7%)	8	(33.3%)	3	(100.0%)	0	(0.0%)	0	-	0	-	19	(70.4%)	8	(29.6%)

⑤ 面会できなかったもののうち、対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問、本人への電話連絡などにより、 虐待の恐れがないと判断し、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
不登校	889	44.5%
留学·海外遠征·校外学習等	429	21.5%
家族の一時帰国・海外渡航等への同行	214	10.7%
病気療養	182	9.1%
受験•就職活動等	107	5.4%
休学	103	5.2%
保護者の出産・病気等による実家への帰省等	75	3.8%
計	1,999	100.0%



フォローアップを踏まえた対応

<面会ができず情報共有を行わなかったもの(1,999人)について>

○ 4月15日時点で面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等であって、18歳未満の者(1,999人)については、4月16日以降5月31日までの面会の状況等を6月7日までに国に対して報告。

<教育委員会等への周知>

○ 平成31年3月28日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」の趣旨・内容の十分な理解の下、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等において児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう、周知する。

参考資料

都道府県別の状況

			対象児童	面会でき	たもの	面会できな	かったもの				対象児童	面会でき	きたもの	面会できな	かったもの
			生徒等		うち、情報 共有したもの		うち、情報 共有したもの				生徒等		うち、情報 共有したもの		うち、情報 共有したもの
北	海	道	175	122	1	53	22	滋	 賀	県	65	44	2	21	6
青	森	県	12	9	0	3	0	京	都	府	262	174	1	88	23
岩	手	県	37	22	0	15	2	大	阪	府	1, 009	132	12	877	8
宮	城	県	141	90	3	51	1	兵	庫	県	275	198	13	77	5
秋	田	県	30	21	0	9	1	奈	良	県	66	43	0	23	5
山	形	県	54	20	0	34	0	和	歌山	県	50	39	1	11	0
福	島	県	55	39	0	16	1	鳥	取	県	75	37	0	38	5
茨	城	県	542	498	1	44	0	島	根	県	46	31	0	15	1
栃	木	県	21	14	0	7	4	岡	山	県	39	22	4	17	3
群	馬	県	114	79	1	35	1	広	島	県	231	151	0	80	16
埼	玉	県	441	311	26	130	21	山		県	27	16	0	11	1
千	葉	県	850	684	9	166	1	徳	島	県	18	16	0	2	0
東	京	都	2, 771	2, 314	59	457	33	香	Ш	県	9	7	1	2	2
神	奈 川	県	664	455	6	209	21	愛	媛	県	99	84	1	15	4
新	潟	県	135	64	1	71	7	高	知	県	32	21	0	11	0
富	山	県	5	0	0	5	0	福	岡	県	367	264	6	103	16
石	Ш	県	17	10	0	7	0	佐	賀	県	12	10	0	2	1
福	井	県	80	54	0	26	1	長	崎	県	15	6	0	9	2
山	梨	県	24	17	0	7	2	熊	本	県	156	145	0	11	0
長	野	県	40	12	1	28	0	大	分	県	48	36	0	12	5
岐	阜	県	28	17	3	11	0	宮	崎	県	45	33	0	12	1
静	岡	県	273	204	6	69	43	鹿	児島	県	4	3	2	1	0
愛	知	県	789	448	9	341	51	沖	縄	県	80	69	3	11	0
Ξ	重	県	89	41	0	48	5		計		10,417	7,126	172	3,291	321